

契 約 書

福井県国民健康保険団体連合会（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、令和8年度特別調整交付金（結核・精神）申請支援事業の委託業務について、甲乙の間に次の条項により契約を締結する。

第1条（契約の内容）

契約する委託業務、仕様、契約金額、契約期間および納入場所は次のとおりとする。

- （1）委託業務 特別調整交付金（結核・精神）申請支援事業の委託業務
- （2）仕様 「特別調整交付金（結核・精神）申請支援事業仕様書」のとおり
- （3）契約金額 第11条に定める委託料のとおり
- （4）契約期間 契約締結の日から令和9年3月31日
(会計検査への対応については、業務期間終了の日から5年間とする。)
- （5）納入場所 甲が指定する場所
- （6）契約保証金 金 円也

第2条（再委託の禁止）

乙は、委託業務を自ら行うものとし、業務の全部または一部を第三者に委託し、もしくは請け負わせてはならない。ただし、乙は事前に書面により届出を行い、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

第3条（業務完了の通知）

乙は、委託業務が完了したときは、予めその旨を甲に通知するものとする。

第4条（作業場所等）

乙の従業員は、作業のために甲の作業場所に立ち入ることができるものとし、その立ち入りに際して、乙の従業員は甲の指示に従って業務を執行するものとする。

- 2 乙の従業員は、甲が発行する入室許可証および乙が発行する身分証明書を常時携帯し、甲の請求があったときには、これを提示しなければならない。

第5条（著作権）

甲から乙へ提供された資料等（文書、入出力帳票および記録媒体を含む。）、乙が作成し甲へ提出した資料等（文書、入出力帳票および記録媒体を含む。）は甲に帰属するものとし、乙は著作権者人格権を行使しないものとする。なお、著作権者人格権を行使しようとする場合は、甲の承諾を得るものとする。

第6条（秘密保持義務）

甲および乙は、委託業務のため相手方より提供を受けた技術上または営業上その他業務上の情報のうち、甲が書面により秘密である旨指定して開示した情報、または口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後30日以内に書面により内容を特定した情報（以下あわせて「秘密情報」という。）を第三者に漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではない。また、甲および乙は秘密情報のうち法令の定めに基づき開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先に対し開示することができるものとする。

- （1）秘密保持義務を負うことなくすでに保有している情報
- （2）秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- （3）相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- （4）本契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報

- 2 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。
- 3 甲および乙は、秘密情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用し、本契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとする。
- 4 甲および乙は、秘密情報を、本契約の目的のために知る必要のある各自（本契約に基づき乙が再委託する場合の再委託先を含む。）の役員および従業員に限り開示するものとし、本契約に基づき甲および乙が負担する秘密保持義務と同等の義務を、秘密情報の開示を受けた当該役員および従業員に退職後も含め課すものとする。
- 5 秘密情報の提供および返却等については、第7条（資料の管理）を準用する。
- 6 秘密情報のうち、個人情報に該当する情報については、第8条（個人情報の管理）の規定が本条の規定に優先して適用されるものとする。
- 7 本条の規定は、本契約期間はもちろんのこと、期間経過後および契約の解除後においても他の者に漏洩してはならない。

第7条（資料の管理）

乙は、甲から提供された資料等（文書、入出力帳票および記録媒体を含む。）について、以下のとおり、適切な管理を行うものとする。

- （1）業務以外の用途に使用してはならない。
- （2）甲の事前の承諾なくして、複製・複製し、または他の者に提供してはならない。
また、甲の指定した場所以外に持ち出してはならない。
- （3）業務上不要となったときは、速やかに甲に返還し、もしくは事前に甲に承諾を得て廃棄しなければならない。廃棄をする場合は、当該資料に記録されている情報が判読できないよう必要な措置を講じるとともに、速やかに甲に対してその証明書を発行し

なければならない。

第8条（個人情報の管理）

甲は、乙の業務上において必要がある場合は、甲の保有する個人データを乙に預託することができる。

- 2 乙は、甲から個人データを預託された場合は、個人情報保護管理者を定め、乙および乙の従業員が個人情報に関する秘密を保持するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 乙は、事前に書面による甲の同意を得ないで、預託された個人データを他の者に開示、預託または提供してはならない。
- 4 乙は、預託された個人データを甲の認めた用途のみで使用するものとし、それ以外の用途で使用してはならない。
- 5 乙が本条の規定に違反して、預託された個人データを漏洩し、甲または第三者に損害を与えた場合には、乙は甲または第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。
- 6 本条の規定は、本契約終了後においても同様とする。

第9条（事故等の報告）

乙は、業務上支障が生じるおそれのある事故の発生を知ったときは、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく詳細な報告書および今後の対処方針を提出するものとする。

第10条（検査等）

乙は、甲に対して委託業務内容等を記入し、甲に届け出なければならない。

- 2 甲は、乙から前項の届出を受けたときは、関係書類に基づいて検査を行い、委託業務履行の完了の確認を行う。
- 3 甲は、検査の結果、契約に違反し、または不当であると認めたときは、乙に対して修繕を求めることができる。この場合において甲は、乙から修繕が完了した旨の届出をうけたときは、前項の規定により検査を行うものとする。

第11条（委託料）

委託料は、市町別に、基本料金400,000円（消費税別）と、本申請にかかる対象レセプト件数に____円（消費税別）を乗じた額の合計とする（1円未満は切り捨て、消費税別）。ただし、委託料の上限額は市町別の交付額とする。また、市町が申請しなかった場合、委託料は発生しない。

- 2 前項の規定に関し、甲は、乙に対して市町の申請有無や申請額等の情報を提供する。

第12条（料金の請求および支払方法）

乙は、検査の規定に合格したときは、甲に対して請求を行う。

- 2 甲は、前項の規定に基づき、乙から適法な支払請求書を受領した日の翌月末日までに契約金を支払うものとする。
- 3 支払期日が、金融機関の休業日にあたる場合は、当該支払期日は翌営業日とする。

第13条（消費税）

消費税額の算定において、1円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てるものとする。

- 2 この契約に適用されている税率および算定方法が、将来の法改正等により変更された場合は、消費税額は変更されるものとする。

第14条（遅延利息）

乙は、甲が自己の責めに帰すべき理由により契約金の支払いを遅延した場合においては、甲に対して、適法な支払期日の翌日から起算して支払いの日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

- 2 甲は、乙が納入期限までに物品を納入しない場合においては、納入期限の翌日から起算して納入の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として乙から徴収することができる。

第15条（契約の変更）

甲は、必要と認めるときは、乙に対して書面により契約の内容の一部を変更し、または納入を一部中止することができる。この場合において、納入期限の変更または契約金額の変更は、甲乙協議して定めるものとする。

- 2 前項の場合において、乙の要した費用については、甲は、乙に対して補償するものとする。この場合の補償額は、乙の要した費用の範囲内において甲乙協議して定めるものとする。

第16条（権利または義務の譲渡）

乙は、この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。ただし、特別の事情により甲の承認を得た場合は、この限りでない。

第17条（契約の解除）

甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部または一部を解除することがで

きる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により、乙がこの契約の条項に違反した場合または乙がこの契約を履行する見込みがないと甲が認めた場合。

(2) 乙から契約解除の申し出があったとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同上第2号に規定する暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

3 本条第1項の規定により契約が解除され、甲に損害が生じたときは、乙は、損害賠償の責を負う。

第18条（担保責任）

委託業務の瑕疵により甲が損害を受けたときは、乙は、甲に対し損害賠償の責を負う。
この場合において、損害賠償の額は本契約金額を上限として、甲乙協議して定めるものとする。

第19条（合意管轄）

本契約に関し訴訟が生じた場合の管轄裁判所は、甲の事務所の所在地を管轄区域とする裁判所とする。

第20条（協議事項）

本契約に定めのない事項または本契約に定められている条項について疑義が生じたときは、信義誠実の原則に基づき、甲乙誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 福井県福井市西開発4丁目202番1 福井県自治会館4階
福井県国民健康保険団体連合会
理事長 宮崎 俊宏

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○